



TJ Prannarai

COMMUNICATION CO., LTD.

42 Tower, Room 2102, 21st Floor, 65 Soi Sukhumvit 42 (Kluaynamthai), Sukhumvit Rd., Prakanong, Klongtoey, Bangkok 10110
Tel: 0-2712-3199 Fax: 0-2712-3201 URL: <http://www.tjprannarai.co.th>

บริษัท ทีเจ พรานนาราย คอมมิวนิเคชั่น จำกัด อาคาร 42 ทาวเวอร์ ห้อง 2102 ชั้น 21 เลขที่ 65 ซอย สุขุมวิท 42 (กล้วยน้ำไท) ต.สุขุมวิท แขวงพระโขนง เขตคลองเตย กรุงเทพฯ 10110

タイ国 法律改訂情報 Vol. 46 (2014年10月16日発行)

皆様こんにちは。今回のタイ国法律情報 Vol.46 は、「製造効率改善のための投資奨励対策について」です。製造会社に在籍されている購読者様が多くいらっしゃいます。新規プロジェクトや新規機械導入などに関わる内容となっております。

投資委員会告示

(ประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน ประกาศนํ้าคาแนคานมาคานซอนสุมคานรอนตวน)

第 1/2557 号

「製造効率改善のための投資奨励対策について」

(เรื่อง มาตราการส่งเสริมการลงทุนเพื่อปรับปรุงประสิทธิภาพการผลิต

รอน มาร์ทราคานซอนสุมคานรอนตวนปฎาพลาปพูนปราสิทิยาแพะคานปาริต)

エネルギー節約、代替エネルギー使用及び環境負荷低減のための機械変更、ならびに製造効率改善のための研究開発及び工学的設計を推奨するため、投資委員会は、1977年投資奨励法第16条第2項、第18条、第28条及び第31条の内容に基づく権限により、以下のとおり各種対策を告示する。

第1項 エネルギー節約、代替エネルギー使用又は環境負荷低減を目的とする投資奨励対策

- 1.1 本対策は、被奨励事業であるか否かを問わず、既存の事業に対し適用する。奨励を受けていない場合、投資委員会が投資を奨励すると告示している業種であること。
- 1.2 既に投資奨励を受けているプロジェクトについては、法人所得税減免期間が終了した場合に、本対策に基づく奨励を申請することができる。もしくは、法人所得税の免除を受けていないプロジェクトであること。

- 1.3 土地代及び運転資金を除く資本金が 100 万バーツ以上であること。中小企業(SMEs)のプロジェクトである場合は、土地代及び運転資金を除く資本金が 50 万バーツ以上とする。
- 1.4 中小企業(SMEs)に該当する事業者は、以下を満たしていること。
 - 1.4.1 奨励申請者は、被奨励事業及び奨励を受けていない事業のすべての事業について、固定資産純額又は土地代と運転資金を除く資本金が 2 億バーツ以下であること。
 - 1.4.2 タイ国籍を有する自然人が登録資本金の 51%以上の株式を保有していること。
- 1.5 エネルギー節約、代替エネルギー使用又は環境負荷低減を目的とする機械変更計画を提示すること。その際、以下のいずれかを実施すること。
 - 1.5.1 規定の割合に応じてエネルギー使用量を低減するために、最新技術を搭載した機械へ変更すること。
 - 1.5.2 事業における全エネルギー使用量に対する代替エネルギー使用の割合が規定値に合致するよう、機械を変更すること。
 - 1.5.3 規定の原則に基づき廃棄物量、廃水量又は排気量のいずれかを問わず、環境負荷を低減するために、機械を変更すること。
- 1.6 恩典は、以下のとおりとする。
 - 1.6.1 すべてのエリアにおいて機械輸入関税を免除する。
 - 1.6.2 土地代及び運転資金を除く資本金の 50%に対し、法人所得税を 3 年間免除する。その場合、既存の事業からの収益に対する法人所得税を免除する。
 - 1.6.3 法人所得税免除期間は、奨励証書取得後に収入を得た日から数える。
- 1.7 2017 年 12 月 31 日までに投資奨励申請書を提出し、奨励証書発行日より 3 年以内に手続を完了すること。
- 1.8 投資委員会事務局が、本対策に基づき奨励を申請するすべての投資規模のプロジェクトについて、投資奨励の承認を検討する。

第2項 製造効率改善を目的とする機械変更のための投資奨励対策。

- 2.1 本対策は、被奨励事業であるか否かを問わず、既存の事業に対し適用する。奨励を受けていない場合、投資委員会が投資を奨励すると告示している業種であること。

- 2.2 既に投資奨励を受けているプロジェクトについては、法人所得税減免期間が終了した場合に、本対策に基づく奨励を申請することができる。もしくは、法人所得税の免除を受けていないプロジェクトであること。
- 2.3 土地代及び運転資金を除く資本金が 100 万バーツ以上であること。中小企業(SMEs)のプロジェクトである場合は、土地代及び運転資金を除く資本金が 50 万バーツ以上とする。
- 2.4 中小企業(SMEs)に該当する事業者は、以下を満たしていること。
 - 2.4.1 奨励申請者は、被奨励事業及び奨励を受けていない事業のすべての事業について、固定資産純額又は土地代と運転資金を除く資本金が 2 億バーツ以下であること。
 - 2.4.2 タイ国籍を有する自然人が登録資本金の 51%以上の株式を保有していること。
- 2.5 規定の原則に基づく機械変更計画を提示すること。例えば、製造効率改善のため、既存の製造ラインに自動システムを導入する等。
- 2.6 恩典は、以下のとおりとする。
 - 2.6.1 すべてのエリアにおいて機械輸入関税を免除する。
 - 2.6.2 土地代及び運転資金を除く資本金の 50%に対し、法人所得税を 3 年間免除する。その場合、既存の事業からの収益に対する法人所得税を免除する。
 - 2.6.3 法人所得税免除期間は、奨励証書取得後に収入を得た日から数える。
- 2.7 2017 年 12 月 31 日までに投資奨励申請書を提出し、奨励証書発行日より 3 年以内に手続を完了すること。
- 2.8 投資委員会事務局が、本対策に基づき奨励を申請するすべての投資規模のプロジェクトについて、投資奨励の承認を検討する。

第3項 製造効率改善を目的とする研究開発及び工学的設計のための投資奨励対策

- 3.1 本対策は、被奨励事業であるか否かを問わず、既存の事業に対し適用する。奨励を受けていない場合、投資委員会が投資を奨励すると告示している業種であること。
- 3.2 既に投資奨励を受けているプロジェクトについては、法人所得税減免期間が終了した場合に、本対策に基づく奨励を申請することができる。もしくは、法人所得税の免除を受けていないプロジェクトであること。

- 3.3 土地代及び運転資金を除く資本金が 100 万バーツ以上であること。中小企業(SMEs)のプロジェクトである場合は、土地代及び運転資金を除く資本金が 50 万バーツ以上とする。
- 3.4 中小企業(SMEs)に該当する事業者は、以下を満たしていること。
 - 3.4.1 奨励申請者は、被奨励事業及び奨励を受けていない事業のすべての事業について、固定資産純額又は土地代と運転資金を除く資本金が 2 億バーツ以下であること。
 - 3.4.2 タイ国籍を有する自然人が登録資本金の 51%以上の株式を保有していること。
- 3.5 規定の原則に基づく研究開発又は工学的設計計画を提示すること。
- 3.6 研究開発又は工学的設計に対する投資又は費用は、奨励申請書提出日より数えた最初の 3 年については、総売上高の 1%以上であること。中小企業に該当する事業者の場合は、研究開発又は工学的設計に対する投資又は費用が、奨励申請書提出日より数えた最初の 3 年について、総売上高の 0.5%であること。
- 3.7 恩典は、以下のとおりとする。
- 3.8 2017 年 12 月 31 日までに投資奨励申請書を提出し、奨励証書発行日より 3 年以内に手続を完了すること。
- 3.9 投資委員会事務局が、本対策に基づき奨励を申請するすべての投資規模のプロジェクトについて、投資奨励の承認を検討する。

2014 年 8 月 19 日より適用する。

2017 年 9 月 16 日告示

投資委員長

(プラユット・ジャンタオーチャー)

翻訳者:高野 香(TJ Prannarai Communication)

【質問事項】 質問者：日系メーカーP 社様より



総務部より、派遣労働者の労働者保護法が変わり、派遣労働者にも、ボーナスや住宅手当などを支給しなければならないと言われました。これにつき、何か情報はありますか？

【回答】



労働福祉保護局に問い合わせたところ、一般企業における派遣従業員に対する賞与、住宅手当等の支給を規定する新規法律、告示等は公布されていないとのことです。応答者の回答では、最近、一般企業対象ではなく公務員について臨時雇用者に対する条件改定があったため、そのことではないかとのこと。一般企業については、今のところ特に法律等の改定はなく、従来どおり賞与、住宅手当等の支給については、各会社の裁量によるとの回答でした。

(問い合わせ先は、労働福祉保護局ホットライン 1546、回答者アーパシーさん)

タイ国法律改定情報は毎月第3木曜日に発行しております。

次回は、2014年11月20日(木)です。

タイ国法律改定情報で取り上げて欲しいピック、知りたい情報などございましたらご連絡頂ければ幸いです。

【スタッフのご紹介】

★TJP のスタッフをご紹介します。

今回は、グラフィックデザイナー兼 IT スタッフとして各種デザインやレイアウトを担当しているスッタワン (K. Nan))をご紹介します。



<Ms. スッタワン・チャムナーンプーンから>

スッタワン・チャムナーンプーンと申します。

ナレースワン大学建築学部イノベーティブ・デザイン学科を卒業しました。

TJ プランナライコミュニケーションには、グラフィックデザイナーとして、2010 年に入社しました。パンフレット、ポスターのデザインから、文書のレイアウト作業、Illustrator を使った図表の作成まで、印刷物のあらゆるデザインを手がけています。また、お客様のご要望に応じて、アートワーク、レイアウトの調整を行うのも私の担当です。デザイン作業では、Illustrator、Photoshop、Indesign を主に使用しています。

大学の4年間で学んだイノベティブデザインの専門知識と、グラフィックデザイナーとしての5年間の経験を駆使し、お客様にご満足いただけるグラフィックサービスをご提供しております。

TJP サービスのご案内

★通訳者派遣

半日から対応が可能です。**日本語能力検定1級**の経験者が対応いたします。

商談、労働訴訟、技術研修、会計監査 など各種対応が可能です。

★翻訳

日本語・タイ語・英語の相互翻訳を行っております。

取扱い文書は、**契約書、覚書、法規関連文書**から**マニュアルや仕様書**まで多岐に渡ります。

翻訳経験10年以上のベテラン翻訳者など、スペシャリストが対応いたします。

★各種デザイン

書籍やマニュアル、印刷物のレイアウト作成

カタログのデザイン、ポスター作成

リーフレット、ハンドアウト(配布用資料)のデザイン など

*詳細につきましてはご相談ください。

【お問い合わせ・無料購読のお申し込み】

TJ Prannarai Communication Co., Ltd. (前田 千文)

TEL: 0-2712-3199 E-mail: maeda@tjprannarai.co.th

HP: <http://www.tjprannarai.co.th/jp/index.html>

書籍購入申込書

労働関連の法律を1冊にまとめ、法律用語集を加えた

「タイ国 労働三法」 価格:1,000 バーツ

タイビジネスに関する主要法律を網羅した1冊

「タイ国 ビジネス法規集」 価格:1,300 バーツ

所得税・付加価値税等 ビジネス実務において必要とされる国税法規を収録した

「タイ国 国税法」 価格:1,500 バーツ

ご購入は下記項目をご記入の上、FAX または Email にてご送信ください。

To TJ Prannarai Recruitment Co., Ltd.

Fax To: 0-2712-3201

Email: trans@tjprannarai.co.th

年 月 日

ご芳名:

Name (English):

会社名 (英語でご記入ください):

お届け先 (ご住所):

Tel:

Fax:

Email:

書籍名 (ご購入希望の書籍にチェック✓を入れ、必要部数をご記入ください):

タイ国 労働三法 () 冊 タイ国 ビジネス法規集 () 冊

タイ国 国税法 () 冊

※お申込書受領後、Eメールにてお支払い方法をご案内申し上げます。

※送料は別途発生いたします。